

令和8年度 一般廃棄物処理実施計画

○ごみ処理実施計画 ○生活排水処理実施計画

A decorative graphic consisting of several parallel blue lines of varying lengths, arranged diagonally from the bottom left towards the top right of the page.

生活環境エコタウン課

令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年度寄居町一般廃棄物処理実施計画

1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という）第 6 条第 1 項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）第 1 条の 3 及び寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 10 年寄居町条例第 22 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、寄居町の一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

2 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 計画の区域

寄居町全域とする。

4 ごみ処理実施計画

別紙のごみ処理実施計画のとおり

5 生活排水処理実施計画

別紙の生活排水処理実施計画のとおり

6 その他

計画に変更が生じたときは、その都度変更を行うものとする。

目次

第1編 ごみ処理実施計画

第1	用語の意義	1
第2	ごみの発生量及び処理量の見込み	2
第3	ごみの減量化・資源化の促進計画	3
1	ごみ減量化・資源化の施策	3
(1)	ごみ減量意識の啓発	3
(2)	町民に対する広報・啓発活動	3
(3)	事業者に対する広報・啓発活動	3
(4)	容器包装リサイクル法への対応	3
(5)	家電リサイクル法への対応	3
(6)	小型家電リサイクル法への対応	3
(7)	資源有効利用促進法への対応	4
(8)	食品廃棄物（事業系ごみ）のリサイクルの推進	4
(9)	木質系廃棄物（事業系ごみ）のリサイクルの推進	4
(10)	処理できないごみ（適正処理困難物）の処理体制の確保	4
2	資源化の方法及び量	4
(1)	町による資源回収	4
(2)	集団資源回収	4
第4	収集運搬計画	5
1	分別収集計画	5
(1)	収集区域の範囲	5
(2)	分別区分及び排出方法	5
(3)	集積所における収集日及び収集開始時刻	8
(4)	不燃ごみ引取所	8
(5)	ふれあい収集	8
(6)	排出禁止物の種類	8
2	収集・運搬の実施主体	8
(1)	生活系ごみ	8
(2)	事業系ごみ	9
3	一般廃棄物収集運搬業	9
(1)	収集運搬許可業者	9
(2)	収集運搬業の許可方針	10
第5	中間処理計画	11
1	中間処理の実施主体及び処理方法	11
(1)	生活系ごみ	11
(2)	事業系ごみ	11
2	町のごみを処理する施設	12
(1)	組合施設	12
(2)	民間処理施設	12
3	他市町村等で処理又は資源化できないごみを処理する施設	13
(1)	資源循環工場内の資源化等施設	13
(2)	資源循環工場内の資源化等施設で処理又は資源化をする市町村等	13
(3)	受入条件	13
4	一般廃棄物の処理手数料	14
5	一般廃棄物処分業	14
(1)	処分許可業者	14
(2)	処分業の許可方針	15
第6	最終処分計画	15

第2編 生活排水処理実施計画

第1	基本的事項	16
1	生活排水処理形態別推計人口	16
2	処理主体	16
3	し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画量	16
第2	収集運搬計画	16
第3	中間処理計画	16
第4	最終処分（資源化）計画	16
第5	町民及び事業者に対する広報・啓発活動	17
1	公共下水道の普及促進	17
2	合併処理浄化槽の普及促進	17
3	農業集落排水の普及促進	17